

岐阜県地域公共交通等燃料価格高騰対策支援金交付申請マニュアル

令和8年1月13日

支援金の趣旨

燃料価格及び物価の高騰の影響を受けながらも、県民生活及び経済活動を支える重要なインフラとして運行を継続している地域公共交通等事業者に対し、「岐阜県地域公共交通等燃料価格高騰対策支援金」（以下「支援金」という。）を交付いたします。

交付対象

本支援金の交付対象者は、次の全ての要件を満たす事業者とします。

（1）次のいずれかに該当する者

- ア 樽見鉄道株式会社、明知鉄道株式会社、長良川鉄道株式会社又は養老鉄道株式会社（以下「地方鉄道事業者」という。）
- イ 岐阜乗合自動車株式会社、濃飛乗合自動車株式会社、東濃鉄道株式会社、名阪近鉄バス株式会社、北恵那交通株式会社又は株式会社白鳥交通（以下「広域バス路線事業者」という。）
- ウ 県内に営業所を有する道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う個人又は法人（以下「タクシー事業者」という。）
- エ 県内に営業所を有する自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「運転代行業適正化法」という。）第2条第2項に規定する自動車運転代行業者（以下「自動車運転代行業者」という。）

（2）令和8年1月13日時点で事業を営んでおり、かつ、同日後も事業を継続する意思があること。

（3）申請事業者又は申請事業者の代表者、役員若しくは使用人若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたって該当しないこと。また、上記の暴力団及び暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

交付額

○地方鉄道事業者：地方鉄道事業者 次のア又はイに掲げる鉄道の動力の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額。（当該地方鉄道事業者の路線が複数の県に跨る場合にあっては、その額に岐阜県内における営業キロ数を全営業キロ数で除して得た割合を乗じて得た額）（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

- ア 軽油 19.0円／Lに、当該地方鉄道事業者の令和2年度における動力使用量（以下、「令和2年度動力使用量」という。）の12分の7を乗じて得た額
- イ 電気 4.3円／kWhに、令和2年度動力使用量の4分の1を乗じて得た額

○広域バス路線事業者：車両1台につき13万1千円

※岐阜県バス運行対策費補助金交付要綱第4条に規定する補助対象系統に供するため保有する車両に限ります。

※車両台数は、令和5年10月1日から令和6年9月30日までの期間における1補助対象系統当たりの実車走行キロに応じ下記のとおりとし、その合計と令和8年1月13日時点で保有する車両の台数を比較し、いずれか少ない方とする。

- | | |
|--------------------------|-----|
| 50,000km未満の場合 | ：2台 |
| 50,000km以上180,000km未満の場合 | ：4台 |
| 180,000km以上の場合 | ：6台 |

○タクシー事業者：車両1台につき20千円

※令和8年1月13日時点で県内の営業所において各事業者の事業に供するため保有し、同日時点で有効な自動車検査証の交付を受けているものに限ります。

※自動車検査証「燃料の種類」欄にLPGが含まれる車両及び「自家用・事業用の別」欄に自家用と記載されている車両は対象なりません。

※特定旅客自動車運送事業に供するため保有する車両は対象なりません。

○自動車運転代行業者：車両1台につき20千円

※令和8年1月13日時点で県内の営業所において各事業者の事業に供するため保有する随伴用自動車のうち、下記のいずれにも当てはまる車両に限ります。

- ・令和8年1月23日までに公安委員会へ届出（提出）等がなされているもの。

- ・令和8年1月13日時点で適用される代行運転自動車の運行

に係る損害賠償責任保険又は損害賠償責任共済保険契約に、
申請車両を用いた運行が含まれているもの。

- ・令和8年1月13日時点で有効な自動車検査証の交付を受けているもの。

申請手続き等

(1) 本支援金に関する問い合わせ先

岐阜県都市建築部都市公園・交通局公共交通課

電話番号：058-272-1111

>地方鉄道事業者、広域バス路線事業者、タクシー事業者の方

内線4936

>自動車運転代行業者の方

内線4933

受付時間：平日 8時30分～17時15分（土日祝日は除く）

(2) 申請受付期間

令和8年2月16日（月）まで（郵送の場合は当日消印有効）

(3) 申請書類

オンライン申請システムを利用する場合は、次ページのリンクからアクセスし、必要事項の入力及び下記の添付書類をアップロードしてください。郵送又はメールで提出する場合は、支援金交付申請書兼誓約書（様式1）及び下記の添付書類を提出してください。

※複数の事業について申請される事業者は1回の申請にまとめてください。その場合、オンライン申請システムに対応しておりませんので、郵送又はメールでご提出ください。

※振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。（法人の場合、当該法人口座に限ります。）

＜添付書類＞

○共通

- ・振込口座の通帳等の写し（金融機関、支店名、種別、口座番号及び口座名義が分かれるもの（通帳1ページ目見開きの写し））

○広域バス路線事業者

- ・別紙1 車両台数計算表

○タクシー事業者

- ・別紙2 保有台数車両一覧表（申請するタクシー車両台数が5台以上の場合）

- ・申請するタクシー全車両について、令和8年1月13日時点で有効な自動車検査証記録事項（電子車検証の場合）もしくは自動車検査証の写し（有効期間の満了する日が分かるもの）

○自動車運転代行業者

- ・令和8年1月13日時点で適用される代行運転自動車の運行に係る損害賠償責任保険契約証書又は損害賠償責任共済契約証書等の写し（保険契約に申請する随伴用自動車全車両を用いた運行が含まれていること、期間及び補償内容が分かるもの）
- ・申請する随伴用自動車全車両について、令和8年1月13日時点で有効な自動車検査証記録事項（電子車検証の場合）もしくは自動車検査証の写し（有効期間の満了する日が分かるもの）

（4）申請方法

下記「オンライン申請システム」から申請することができます。また、申請書兼誓約書（別記様式1）および添付書類一式を、下記宛先まで「郵送」または「メール」で提出することもできます。

なお、申請の記録を残すため、持参による申請はできません。また、申請期間を超えて提出があった申請書類は返送いたします。

＜オンライン申請システム（L o G o フォーム）＞

※鉄道事業者の方や、振込先口座に普通預金口座・当座預金口座以外の種別の口座（貯蓄預金、納税準備預金等）を指定されたい方、複数の事業について申請される場合は、システムに対応しておりませんので、郵送またはメールでご提出ください。

下記リンクからアクセスし、必要事項の入力及び添付書類をアップロードしてください。

○広域バス路線事業者

<https://logoform.jp/form/T8mB/1363293>

○タクシー事業者

<https://logoform.jp/form/T8mB/1369773>

○自動車運転代行業者

<https://logoform.jp/form/T8mB/1369827>

QR コード

○広域バス路線事業者	○タクシー事業者	○自動車運転代行業者
		

(事前に添付書類の電子ファイル(※)をご用意いただくと、入力がスムーズです。)

※車検証等は、写真を撮影するなどして、画像ファイルや PDF ファイルにしてください。

<郵送>

(宛先)

〒 500-8570

岐阜県庁 都市建築部都市公園・交通局公共交通課 宛

(留意事項)

- 申請書兼誓約書（別記様式1）に押印は不要です。
- 切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名をご記入ください。
- 簡易書留など郵便物の追跡ができる方法とし、送料は申請者側でご負担をお願いします。

<メール>

(宛先)

メールアドレス c11134@pref.gifu.lg.jp

(留意事項)

- メールで提出する場合は、提出書類を「PDF」形式にて提出してください。
- 申請に必要な書類は、岐阜県公共交通課のホームページからダウンロードすることにより、入手することができます。

ホームページアドレス：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/235381.html>

- 件名を「【事業者名】岐阜県地域公共交通等燃料価格高騰対策支援金の申請について」とし、【事業者名】には申請書に記載した事業者名を記載してください。
- メール送信後、県庁開庁日7日以内（土日祝日除く）に到着確認の連絡がない場合は、未着の可能性がありますので、担当課までお問い合わせください。

（5）交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは支援金を交付

します。審査完了次第、順次支援金を交付いたしますが、申請書類の不備や申請内容の確認があった場合は更にお時間いただく場合がございます。

（6）通知等

申請書類の審査の結果は後日「交付決定通知」または「不交付決定通知」を郵送します。

その他

（1）申請前に、本マニュアルと申請に当たってのQ & Aの記載内容や注意事項を確認ください。添付書類の不足、不備がある場合は、迅速な審査ができません。

（2）本支援金の交付の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、岐阜県は、本支援金の交付の決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返還するとともに、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じた加算金（支援金の額に年率10.95%の割合で計算した額）を支払うことになります。

（3）申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、支援金の交付を受けた事業者名等の情報を公表することがあります。

（4）ご提出いただいた申請書類一式は返却しませんので、申請書兼誓約書以外の添付書類は写しの送付をお願いします。

（5）必要に応じ、追加で書類の提出等を依頼することがあります。期日までに提出等が行われない場合は、不交付として取り扱います。